

介護職員等特定処遇改善計画書に係る変更届の必要書類・提出期限 一覧表（練馬区指定事業所）

【変更事項と必要書類】

★ 共通様式【変更届】は、必ず1枚目に綴る様式です。必要書類と一緒に必ずご提出ください。

No	変更事項	必要書類
1	複数事業所を一括提出している事業所で、新規指定等により算定事業所が増加する場合	①別紙様式7 ②新規事業所の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	複数事業所を一括提出している事業所で、廃止等により一部の事業所の算定が終了する場合	別紙様式7
3	介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、加算区分を変更する場合	①別紙様式7 ②変更事業所の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③変更後の介護職員等特定処遇改善計画書の添付書類(変更が生じた部分のみ)
4	介護職員等特定処遇改善加算算定を終了する場合 (事業所の運営は継続しているが、加算算定を終了)	①別紙様式7 ②終了事業所の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
5	会社法による吸収合併等による介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位の変更	①別紙様式7 ②現在の介護職員等特定処遇改善計画書の対象となる事業所の処遇改善計画書(写し) ③吸収合併により新たに計画書の作成単位として追加される事業所の処遇改善計画書(写し) ④事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容(様式任意)

【提出先・提出期限】

サービス名	提出先	提出の締切日	
		No1・3の変更	No.2・4・5の変更
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係	変更月の初日まで	変更事項が生じた後、速やかにご提出ください
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		変更月の前月の 15日まで	
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護(介護予防含む)			
小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)			
看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)			
介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)			

【提出先・連絡先】

〒176-8501
東京都練馬区豊玉北6-12-1
練馬区高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係
Tel03-5984-1461